第 13 回遊びのプログラム等に関する専門委員会

資料 5

2018年(平成30年)6月22日

未定稿 (Ver. 0620)

社会保障審議会児童部会 遊びのプログラム等に関する専門委員会 報告書 素案

~遊びのプログラムの普及開発と今後の児童館のあり方検討について (仮題) ~

2018 年(平成 30 年) ●月●日 厚生労働省 子ども家庭局

社会保障審議会児童部会遊びのプログラム等に関する専門委員会報告書 素案 ~遊びのプログラムの普及開発と今後の児童館のあり方検討について (仮題) ~

目 次

はじめに 2
1. 子ども・子育て家庭を取り巻く状況と健全育成上の課題
2. 児童館の現状と課題
3. 専門委員会等における検討内容
4. 遊びのプログラムの今後の普及・啓発の方向性 10
5. 児童館ガイドラインの改正のポイントと活用方法 10
おわりに 14
○専門委員会及びワーキンググループの概要 15
○専門委員会及びワーキンググループの開催経過 16
○関係法令等 17
○別紙 児童館ガイドライン 新旧対照表18

はじめに

- 1979 年(昭和54年)厚生省(当時)は、「次の時代を担う児童の健全な育成に資するため」に、「国際児童年」を記念して国立総合児童センター「こどもの城」(以下、「こどもの城」という。)の建設を計画し、1985 年(昭和60年)11月に開館した。
- こどもの城は、基本的考え方として、「全国の児童及び親並びに児童福祉関係者を対象とし、①児童健全育成機能、②家庭基盤整備機能、③福祉教育機能、④福祉情報機能、⑤研修機能、⑥国際交流機能を掲げて建設された。それら具体的な設定に当たっては、児童福祉に関する多様な需要に応じ、先駆的、開拓的な要素の導入を図ること」とした。
- こどもの城は、約30年間にわたり、先駆的な遊びのプログラムを開発し、来館した子どもたちに提供するとともに、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたが、施設・設備の老朽化等により2015年(平成27年)3月末に惜しまれながら閉館することとなった。
- 厚生労働大臣はこどもの城が蓄積した遊びのプログラムや果たしてきた機能及び役割を国が引き継ぐこととし、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館のあり方などを検討するため、2015 年(平成 27 年) 5月、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下、「専門委員会」という。)を設置した。
- 専門委員会では、2015 年(平成 27 年)度 6 月から●回にわたって、「こどもの城が開発した遊びのプログラムの分析、評価や改定、開発」及び「地域の児童館等の果たすべき機能及び役割」を検討するとともに、専門委員会の下に「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」を置き、児童館運営の指針となる児童館ガイドライン(2011 年(平成 23 年) 3 月 31 日付 雇児発 0331 第 9 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))の改正のための検討に当たった。これら検討結果を本報告書にまとめる。

^{1 「}こどもの城の10周年」財団法人児童育成協会(平成9年3月31日)

1. 子ども・子育て家庭を取り巻く状況と健全育成上の課題

- わが国の2017年(平成29年)現在の出生数は、94万6,060人となり、1899年(明治32年)厚生労働省が調査を開始して以来、過去最少となっている。²少子化によって、きょうだいや友達の数を減らすとともに、子どもが遊びなどを通して獲得していく生活体験・技術、多様な人間関係の育成機会を減らしている。
- 習い事や塾通いが増加する一方で、子どもが安心して集って遊ぶ場所や仲間、自らの 意思で子ども同士が自由に過ごす経験が縮小している。地域で過ごす機会や身近な自然 に触れる機会、地域の大人との交流する機会に恵まれない状況は「生きる力³」の醸成に 少なからず影響する状況となっている。
- 子どもが育つ家庭においては、女性の就業や共働き家庭の増加とともに、その就労形態は多様化し、ひとり親の家庭の増加や核家族化の進行も相まって、保育の需要は増加の一途をたどり待機児童が課題となっている。
- 地域においては、血縁地縁のつながりが希薄化し、地域住民の支え合いや助け合いといった地域連帯の機会は総体的に減っており、子育ての孤立感や育児ストレスの増大、さらには子どもへの虐待のリスクにもつながっている。
- さらに、障害、家庭の貧困、虐待やDV、いじめなどに苦しむ子どもなど、配慮や支援を要する子ども、不利益な状態に置かれている子どもなど、子どもと家庭をめぐる問題は複雑多様化かつ深刻化している。
- 子どもの生命を脅かすような事件や事故等も発生し、子育て及び地域における子ども の健全育成の大きな課題となっている。

²平成30年6月1日、厚生労働省・人口動態統計月報年計(概数)の結果

³文部科学省では、「これからの社会を生きるための、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランス」を「生きる力」と説明している。(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm)

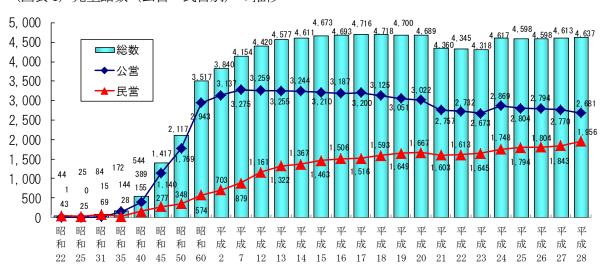
2. 児童館の現状と課題

(1) 児童館の現状

児童館は、昭和40年代から50年代の高度経済成長期に全国的に設置が進められた。現在は施設の老朽化や指定管理者制度等により民営化が進んでいる。(図表1)

児童館の数は、2006 年(平成 18 年)度の 4,718 か所をピークに減少傾向に転じ、現在はほぼ横ばいで推移している。全市区町村の児童館の設置率は、62.2%となっている。そのうち、14.5%の市区町村は、2019 年(平成 31 年)度までに児童館の休館・廃止を予定又は検討しているとの調査報告もある。⁴

児童館を対象とした国の財政補助としては、1963年(昭和38年)度に整備費、運営費が一般会計に計上された。その後、1986年(昭和61年)度より児童厚生施設人件費について公営分及び民営分ともに一般財源化し、1997年(平成9年)度より公営分の児童厚生施設事業費について一般財源化、2012年(平成24年)度より民営分の児童厚生施設事業費も一般財源化し現在に至っている。



(図表1) 児童館数(公営・民営別)の推移

※1 社会福祉施設等調査より(各年10月1日現在の数値)

※2 平成21~23年の調査は、調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前及び 平成24年との年次比較は適さない。

(2) 児童館の課題

2011年(平成23年)に策定した児童館ガイドラインでは、「児童館の機能・役割」として、(1)発達の増進、(2)日常の生活の支援、(3)問題の発生予防・早期発見と対応、

⁴ 平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」(主任研究者 野中賢治)報告書

- (4)子育て家庭への支援、(5)地域組織活動の育成の5項目にまとめている。また、「児童館の活動内容」として、(1)遊びによる子どもの育成、(2)子どもの居場所の提供、
- (3) 保護者の子育ての支援、(4) 子どもが意見を述べる場の提供、(5) 地域の健全育成の環境づくり、(6) ボランティアの育成と活動、(7) 放課後児童クラブの実施、(8) 配慮を必要とする子どもの対応、を挙げている。

子ども・子育て家庭を取り巻く状況は複雑多様化しており、子どもの貧困、児童虐待、いじめ等今日的な社会課題に対応しうる児童館の機能・役割のさらなる強化の期待が高まっている。

児童館の今日的傾向と課題については、児童館の全国悉皆調査⁵により以下のように概括することができる。

- 小型児童館・児童センターについて
 - ・専門的な資格を有する職員が多く配置されている児童館は、利用者が増加する傾向が ある。
 - ・ 勤務年数の長い児童厚生員は、児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」を実施するために効果的である。
 - 「常勤」の館長が配置されている児童館は、利用者が増加する傾向がある。
 - ・「専任」の館長の配置は、児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」を実施するために効果的である。
 - ・児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」が多様に実施されている児童館は、利用 者数が増加する傾向がある。
 - ・利用者数の増加した児童館は、連携する社会資源が多くなる傾向がある。
 - ・児童厚生員の専門的力量の向上が必要である。
 - ・利用者の増加に対応した児童厚生員の適正配置が必要である。
- 大型児童館について
 - ・大型児童館相互の交流機会は、運営内容の充実発展を図るうえで重要な意見交換の場となる。
 - ・運営委員会の役割を再認識し、実際の活動の活性化に役立てることが必要である。
 - ・大型児童館独自の活動内容や運営内容を児童館ガイドラインに反映させることが必要である。

2015年(平成27年)度に施行された「子ども・子育て支援法」に基づく、地域子ども・子育て支援事業をおこなう市町村への国及び都道府県の交付金については、児童館そのものの活動は対象外となっているが、それらの事業を取り込んで活動を展開する児童館もあ

⁵平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」(主任研究員 植木信一)報告書

り、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)は2,617か所。地域子育て支援拠点事業は957か所(うち連携型685か所、一般型272か所)⁷などがある。

また、子どもの育ちにかかわる今日的な課題に対応する児童館の取組としては、次のような取組(図表 2)が挙げられる。⁸

(図表2) 児童館における今日的な課題に対応する主な取組と割合

中学生の居場所づくり	41%
移動児童館	27.6%
ランドセル来館 ⁹ (小学生)	26.3%
虐待事案の発見	15.2%
学習支援	7.3%
食事の提供	5%

3. 専門委員会等における検討内容

(1) 専門委員会の検討事項

専門委員会では、次の3つの検討事項を設定した。

- ① こどもの城が開発した遊びのプログラム等の分析、評価及び普及啓発
 - ・こどもの城が開発した遊びのプログラム(約500種類)や地域の児童館等で行われている活動プログラムの実践状況の把握、分析及び評価の方法
 - ・遊びのプログラム等の好実践事例の効果的な普及啓発や情報発信の方法
- ② 遊びのプログラムの改定、開発
 - ・これまで蓄積されてきた遊びのプログラムを改定していくために必要となるニーズや 関心の把握及び分析の方法
 - ・時代の要請に対応した障害児や配慮を必要とする子どもを含めた新たなプログラムを 開発していくために必要となるコンテンツやツール、技法及び効果測定等
 - ・新たな遊びのプログラムの試行的実践方法とモデル事業を実施する児童館等の指定の 方法
- ③ 地域の児童館等の果たすべき機能及び役割
 - ・子どもの発達段階に応じた「遊び」の効用の体系的な整理

[『]平成29年5月1日現在(厚生労働省子ども家庭局健全育成推進室調べ)

⁷子ども・子育て支援交付金(平成28年度交付決定ベース)

⁸平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」(主任研究員 植木信一)報告書(概要版)

⁹ランドセル来館・・・小学生が、学校の放課後に家に帰らずに直接児童館を利用することを可能とする取組

- ・児童館ガイドラインに基づく取組状況の評価及び課題の抽出
- ・「遊び」を基本としつつ、子どもの健全な育成や子育て家庭への支援に資するために、 地域の児童館等が果たすべき機能及び役割の検討

(2) 専門委員会における取組と成果

① 2015年(平成27年)度の取組と成果

専門委員会の初年度の取組として、まずこどもの城が開発又は普及に携わってきた遊びのプログラム及び地域の児童館で行われている活動プログラムの実践状況調査(以下、「遊びのプログラム等実践状況調査」という。)を実施して、全国の児童館においてこどもの城の実践が広く取り入れられた実態及びこどもの城が果たしてきた機能・役割を明らかにするとともに、児童館ガイドラインの評価・検証を行った。

「遊びのプログラム等実践状況調査」結果の要約

➤こどもの城の遊びのプログラム及び機能及び役割について

- 児童館の運営や活動内容にこどもの城の影響を受けたものがあると回答した児童館(約6割)のうち、こどもの城のプログラムを実施している割合は9割を超え、こどもの城が果たしてきた機能及び役割について一定の評価が示された。
- 遊びのプログラムは、研修会や『動くこどもの城』など、直接職員に伝えたことが 効果的だった。
- 遊びのプログラムの実施に当たっては、子どもの成長発達に資する観点、子どもの 視点や意見、保護者を含む参加者のニーズを汲み取っていくとともに、地域との連 携・協力を念頭に入れていく必要がある。
- 児童厚生員等研修事業を積極的に活用し、職員の資質の向上を図るとともに、児童 の遊びを指導する者(児童厚生員)の役割について検討していく必要がある。
- こどもの城のプログラムを効果的に普及啓発していくために、国において活動事例 を掲載したホームページの積極的な活用、DVDの配布などに取り組む他、県立児童 館等の活用による人から人に直接承継していく方法をどのように確保していくか検 討していく必要がある。
- 今後も国が継続的に新たな遊びのプログラムの開発に取り組んでいく必要があるが、児童館での実践にどのようにつなげていくか検討していく必要がある。
- 今後も国が児童館長等の資質の向上を図るための研修やセミナーの充実にどのように取り組んでいくか検討していく必要がある。
- 今後、時代の要請に対応した障害児や配慮を必要とする子どもを含めた新たな遊び

- のプログラムを開発していくために、国において実践事例の収集及びホームページへの掲載に取り組んでいくとともに、児童厚生員等研修事業において実践事例の紹介及びノウハウの伝達などを実施するよう働きかけていく必要がある。また、児童館の実践につなげていくための試行的実施を行う必要がある。
- ランドセル来館、貧困や不登校などによる中・高校生の学習支援、中・高校生向けの居場所作りなど、今日的な喫緊の課題に取り組む児童館があり、必要な地域で実施するためのノウハウや環境設定などの検討が必要がある。
- 「人員が不足」、「予算が不足」、「来年度から放課後児童クラブに移行する」など、 新たな遊びのプログラムを導入することが物理的かつ財政的に困難な状況にある児 童館が見られるため、地域で児童館の必要性を再確認・再認識するための児童館が果 たすべき機能及び役割の検討が必要である。

≫児童館ガイドラインについて

- 児童館ガイドラインの内容に沿って運営している児童館は 92.7%あり、児童館の 運営や活動の向上を図る上で重要な役割を果たしている。
- 児童館ガイドラインの内容に沿って運営されていない児童館は約5%あることが明らかになり、児童館長や職員への意識啓発及び周知徹底を図る方法などを更に検討することが必要である。
- 児童館ガイドラインの内容に沿って運営されている児童館の中で、「子どもが意見を述べる場」を提供している児童館が約6割、「放課後児童クラブ」を実施している児童館は約5割となっており、地域差も生じている状況が見られることから、その実施に向けた検討が必要である。
- 貧困家庭やひとり親家庭等の学習支援など今日的課題への対応、移動児童館、子ども110番の家(駆け込み児童館)、地域コミュニティー活動の連携拠点を担う取組等を行う児童館があり、地域社会の中での児童館の役割や位置付けを高め、地域の子ども・子育て支援のネットワークの核となるためにも、児童館のあり方、ノウハウや環境設定などの検討が必要である。
- 子ども・子育て支援推進調査研究事業と連携を図りながら、児童館の活動や運営の 向上の参考となる児童館ガイドラインの更なる周知を図るとともに、今後、児童館が 果たすべき機能及び役割について検討が必要である。

② 2016年(平成28年)度の取組と成果

厚生労働省のモデル事業(児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る調査研究「以下、「遊びのプログラムのモデル事業」という。)として、全国16か所の児童館の遊びのプログラムの実践を委託し、子どもの成長発達にもたらす効果などを分析・検討した。専門委員が実施児童館に赴き助言を行うともに、専門委員会においてそれらの遊びのプログラムの検証と横断的な評価を行った。その結果の概要は以下のとおりである。

○「遊びのプログラムのモデル事業」実施児童館

16 団体 (小型児童館 10 館、児童センター 6 館、大型児童館 A型 2 館・B型 1 館) ※複数の児童館にて実施した団体を含む

「遊びのプログラムのモデル事業」の評価結果

- 「遊びのプログラムのモデル事業」においては、児童館の特性である遊びを活か しつつ、子どもの貧困対策の取組や災害復旧地域での街づくり、地域における高齢 者や外国籍の人々との交流など、地域社会の福祉的課題に結びついたプログラムを 構成・展開していた。
- 遊びのプログラムのPDCAの過程において、子どもが楽しんで参加しているか、 主体的に関っているか、子どもの声や思いを引き出せているか、地域を巻き込めて いるか、といった観点をもつことが必要である。
- 全く新しい遊びのプログラムを生み出すことは容易なことではなく、従来の遊び に何か付け加えたり、やり方を変えたりしていくことが重要である。
- 遊びのプログラムを単発イベントに終わらせることなく、児童館の日常的の活動 に連動させていくことが重要である。
- 遊びのプログラムの評価は、子どもや家族等へのアンケートで効果を検証することが有効である。

③ 2017年(平成29年)度からの取組と成果

全国の38か所の児童館等において開発・改良された39種類の遊びのプログラムを全国で実践する「児童館等における『遊びのプログラム』の開発・普及に係る調査研究」(委託事業)の取組に専門委員会から委員が助言等を行うなど有機的に関わり「児童館等における遊びのプログラムマニュアル」がまとめられた。

また、同委託事業により全国の児童館で企画・開発・改良された遊びのプログラム等の 実践交流の場(「遊びのマルシェ」)が2017年(平成29年)9月13日に開催され、全国各 地で児童館単体として取り組む遊びのプログラムを一堂に集めて展示、実践し、出展者相 互及び健全育成関係者間で技術交換が図られた。専門委員会からは委員がアドバイザーとして参画して事業内容に助言した。

2018年 (平成30年) 度には、・・・・・・・(各委員の意見を踏まえ、後に追記)

また、専門委員会の下に「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」という。)を設置し、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割を検討し、児童館ガイドラインの改正文案(別紙)について検討した。

4. 遊びのプログラムの今後の普及・啓発の方向性

前述のとおり、こどもの城及び地域の児童館等における遊びのプログラムの開発、改良、普及、啓発の検討・取組について対応してきたが、今後もなお、国がこどもの城の機能・役割を継承していくためには、次のような取組が考えられる。

\bigcirc

\bigcirc

\bigcirc

5. 児童館ガイドラインの改正のポイントと活用方法

(1)児童館ガイドラインの策定の背景

児童館をめぐる環境の変化や時代の要請に適切に対応する児童館の機能・役割を明確化することを目的として、1996年(平成22年)度「児童館ガイドライン検討委員会」(柏女霊峰委員長)が設置された。その背景には、児童の健全育成の中核をなすべき児童館活動の低調化が危惧されていたため、地域の児童福祉の拠点としての児童館機能を再考する必要があった。児童館の喫緊の課題としては、次の3点が挙げられていた。

- ① 地域の児童館が本来の機能・役割を十分に発揮していないことや自治体の財政の緊迫 化等から廃止・転用が散見されるようになった。
- ② 指定管理者制度により児童館の民営化が進み、児童館の福祉的機能・役割の再確認が

必要となった。

③ 子どもの集団での遊びや地域での多様な体験活動の機会が減少し、子どもが本来、遊びを通して獲得する自主性や社会性、創造性等が十分に得られていない状況があった。このような課題を踏まえ、検討委員会での議論を経て、厚生労働省は2011年(平成23年)3月31日に児童館ガイドラインを発出した。

(2) 児童館ガイドラインの見直しの経過

児童館ガイドラインの発出後、2016 年(平成 28 年)児童福祉法の改正など児童健全育成に関係する法律等が施行されたため、児童館ガイドラインへの反映、整合が課題となっていた。特に、児童福祉法の理念に、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明確化されたことは、児童館のあり方を議論する上で極めて重要な主題となっていた。

2017年(平成29年)度の専門委員会では、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割についての検討を中心に、その時点で発出から6年が経過していた児童館ガイドラインの見直しについても積極的に議論していくこととした。

専門委員会では、先行研究の提言等を参考に、児童館のあり方を議論する前提として以下について共有化した。

- ① 子どもの遊びの再定義と多様な遊びのプログラムの実施が求められていること。
- ② 今日的課題への対応が児童館の普遍的機能になりつつあること。
- ③ 子ども・子育て家庭の身近な相談窓口としての機能の強化が求められていること。
- ④ 児童厚生員・児童館長の資質向上のための研修を強化すること。
- ⑤ 児童厚生員・児童館長の適正配置・勤務体制を確保すること。
- ⑥ 児童厚生員のソーシャルワーク力の更なる向上が必要とされること。
- ⑦ 大型児童館の活動内容や運営課題を共有化するために児童館ガイドラインに反映させること。
- ⑧ 2011 年(平成23年)児童館ガイドライン発出以降に、施行・改正された主な関係法令等の反映、整合が必要であること。
 - (例)·子どもの貧困対策の推進に関する法律 2013 年 (平成 25 年)
 - ・いじめ防止対策推進法 2013年 (平成25年)
 - ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 2014年(平成26年)
 - ・放課後児童クラブ運営指針 2015 年(平成27年)
 - ・子ども・子育て支援法 2015年 (平成27年)
 - 児童福祉法 2016年(平成28年) 等

このような児童館の機能・役割の検討を経て、より子ども・子育て支援に資する児童福祉施設として児童館の機能拡充を願い、別紙の通り「改正児童館ガイドライン(案)」を示した。

(3) 児童館ガイドラインの改正のポイント

専門委員会及びワーキンググループでは、今日的課題に対応する児童館の現状を踏まえ、 さらに児童館が目指すべき望ましい方向性とその機能・役割をより明確化するために、改 正児童館ガイドライン(案)を提言した。

- 全体の構成等は、児童館職員が負担なく目を通すことができ、具体的に参考になるような内容及びわかりやすい文章を目指した。また、現行の児童館ガイドラインの6項目 25 節・約5,400 字を、章立ての構成に格上げし、第9章40項、約15,000 字に増量した。
- 第1章「総則」を新設し、児童福祉法の改正の趣旨を踏まえて、児童の権利に関する 条約の精神について加筆するとともに、子どもの視点からの文体に統一した。

児童館の「施設特性」を新設し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。 また、児童館における「遊び」については、児童の権利に関する条約第31条の趣旨を 加筆するとともに、「4 社会的責任」を改めて加筆した。

- 第2章「子ども理解」を新設し、「乳幼児期」「児童期」「思春期(青年前期)」の3区 分に分けて、子どもの発達面の特徴を加筆した。
- 第3章「児童館の機能・役割」では、それまでの5項目について、児童館の受付(インテーク)の重要性などを詳しく書き加えた。
- 第4章「児童館の活動内容」では、「2子どもの居場所の提供」に若者の支援を書き加えたるとともに、「3子どもが意見を述べる場の提供」に子どもの意見を尊重することを明記したほか、「4配慮を必要とする子どもの対応」に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき合理的な配慮について加筆した。また、「5子育で支援の実施」では、すでに児童館で実施されている子育で支援の内容を反映し、「乳幼児触れ合い体験の取組」について書き加えるなど内容を充実した。さらに、「6地域の健全育成の環境づくり」には児童館・児童センターのアウトリーチについて書き加え、「8放課後児童クラブの実施と連携」では放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針に沿って実施するように書き換えた。
- 第5章「児童館の職員」には、児童館活動に必要な業務の全体を前文でまとめて記述し、館長・児童厚生員それぞれの主な職務・役割について再整理して記載した。「3館長の職務」に最低基準に記載された館長の業務「必要に応じ児童の健康及び行動につき、保護者に連絡しなければならない」を再掲し、「4児童厚生員の職務」には利用者(子ども)の気持ちに寄り添った支援を書き加えた。「5児童館の職場倫理」に職員の身だしなみや倫理規範について書き加え、「6児童館職員の研修」では、研修が日常の活動に生きるよう情報共有することを強調した。
- 第6章「児童館の運営」では、自己評価及び第三者評価にも触れることとした。運営 協議会の構成員に「子ども」の例示を加えた。
- 第7章「子どもの安全対策・衛生管理」は、ひとつの章として独立させて強調すると

ともに、内容を充実させた。児童館で飲食を伴う活動が普及しつつある中、子どもの命にかかわる「アレルギー対策」について小項目を立てた。「5衛生管理」は、放課後児童クラブ運営指針解説書「施設設備の衛生管理」を参考にした。

- 〇 第8章「家庭・学校・地域と連携」の前文は、第1章総則の「拠点性」と「地域性」の 内容を反映させた。
- 第9章「大型児童館の機能・役割」を新設し、小型児童館・児童センターと異なる機能・役割、施設特性を加筆した。「1基本機能」には、広域にわたる児童福祉理念の啓発拠点である趣旨を書き込み「2都道府県内児童館の連絡調整・支援」「3広域的・専門的健全育成活動の展開」の項目を立て、大型児童館が遊びのプログラムの開発・普及を担うこととして「各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること」など、大型児童館に求められる共通機能を明確化した。

(4) 児童館ガイドラインの活用方法

児童館ガイドラインは、児童館の運営や活動が地域の子どもの健全育成の拠点施設としての基本的事項を示すものであり、望ましい方向・あるべき姿を示すものである。改正児童館ガイドラインについても、さらに各自治体及び各児童館等での積極的な周知が望まれるとともに、具体的には次のような活用方法が考えられる。

- ① 自治体条例等の見直し
- ② 児童館の指定管理者への業務運営の仕様書への準用
- ③ 児童館長、児童厚生員、児童館主管課行政担当者等の研修会の開催
- ④ 各児童館での職員研修又は自己点検(評価)等運営及び活動の見直しの指針としての活用

おわりに

- こどもの城の閉館を機に立ち上がった本委員会では、児童館における遊びのプログラム及び今後の地域の児童館のあり方等を主題に、3年●月にわたって検討してきた。その成果として、第1に児童館における遊びのプログラムを普及するための考え方や方向性を示したこと、第2に児童館ガイドラインの見直しについて検討し改正案を示したことが挙げられる。これらは、子ども・子育て家庭を取り巻く状況に合わせて、定期的な見直しが求められる。
- 本委員会の対応を経てできあがった「児童館等における遊びのプログラムマニュアル」 の普及や各地の大型児童館及び児童館・児童センターによる改正児童館ガイドライン (案)に基づく取組により、今後、地域の子どもの健全育成が活発化していくことを期 待する。
- また、専門委員会における議論の中から出てきた「遊びのプログラムの効果測定や評価方法の検討」、「子ども版児童館ガイドラインの作成・普及」等の指摘事項については、 今後、国の調査研究事業等に期待する。
- なお、本委員会においては、地域における児童館の機能・役割及び今後の児童館のあり方等を議論する中で、望ましい児童館の「設置基準」について、将来的検討課題が提起されたので付記しておく。今後、議論が深められることを期待する。

○専門委員会及びワーキンググループの概要

2018年(平成30年)6月22日現在

遊びのプログラム等に関する専門委員会 概要

1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。

こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が 果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童 館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1)専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2)専門委員会には委員長を置く。
- (3)専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4)専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1)「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
- (2)新たなプログラムの開発について
- (3)今後の地域の児童館等のあり方について
- (4)その他

4. その他

委員会は、原則公開とする。

5. 委員

	(五十音順)
氏 名	所属・役職
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
北島 尚志	NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン理事長
佐野 真一	港区立麻布子ども中高生プラザ館長
〇鈴木 一光	一般財団法人児童健全育成推進財団理事長
高松絵里子	北海道中標津町役場町民生活部参事
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
羽崎 泰男	一般社団法人鬼ごっこ協会代表理事
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
吉村 温子	玉川大学非常勤講師

〇委員長

今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ 概要

1. 設置の趣旨

「児童館ガイドライン」が平成23年に定められ5年が経過し、この間、これまで先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきた「こどもの城」が平成27年3月末に完全閉館したことや、子どもの貧困、児童虐待、中高生の居場所確保等新たな問題への対応など児童館を取り巻く環境が変化してきており、ガイドラインの見直しなど今後の地域の児童館等のあり方を検討する必要がある。今後の地域の児童館等のあり方を検討し、児童館運営の指針となる「児童館ガイドラインの見直しなどを専門的な見地から検討を行うため、「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下、「本委員会」という。)の下にワーキンググループを設置する。

2. 構成等

- (1)ワーキンググループの構成員は、本委員会の委員及び外部有識者等から委員長が指名する。
- (2)ワーキンググループの検討状況を本委員会に随時報告するとともに、 検討結果を本委員会に報告する。
- (3)ワーキンググループは、委員長が必要があると認めるときは、関係者の 参加を求めることができる。なお、委員長にあっては必要に応じて参加 することができる。
- (4)ワーキングゲループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 において処理する。

3. 主な検討事項

- (1)今後の地域の児童館等のあり方について
- (2)「児童館ガイドライン」の見直し
- (3)その他

4. その他

会議は、原則公開とする。

5. 構成員

J. 情从具	
【専門委員】	(五十音順)
氏 名	所属·役職
〇植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
【外部有識者】	
氏 名	所属・役職
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科准教授
斉藤 朋行	東久留米市中央児童館 館長
柳澤 邦夫	栃木県上三川町立上三川小学校 校長
柳澤 邦夫	栃木県上三川町立上三川小学校校長

〇座長

○専門委員会及びワーキンググループの開催経過

開催日/会合名	主な検討課題等
2015年(平成27年)6月5日	○主な論点・今後の進め方について ○こどもの城が開発した遊びのプログラム等に関する実践状況 ヒアリング
第1回 専門委員会	○こどもの城が開発した遊びのプログラム等の地域の児童館等 における実践状況調査の実施について
2015 年 (平成 27 年) 10 月 2 日 第 2 回 専門委員会	○こどもの城が開発又は普及に携わってきた遊びのプログラム 及び地域の児童館で行われている活動プログラムの実践状況 調査結果について
	○実践状況調査結果の分析及び評価の方法について
2015 年(平成 27 年)11 月 27 日 第3回 専門委員会	○実践状況調査結果の分析及び評価について○好実践事例等の普及啓発の方法について
2016年(平成28年)1月29日	○実践状況調査結果の分析及び評価のとりまとめについて
第4回 専門委員会	○好実践事例等の普及啓発について○遊びのプログラムの改定、開発に向けた検討について
2016年(平成28年) 3月28日	○遊びのプログラムの改定、開発に向けた検討(モデル事業実
第5回 専門委員会	施児童館の選定の考え方等) について
2016年(平成28年)5月27日	○児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る
第6回 専門委員会	調査研究業務の採用及び意見交換について ○「平成27年度児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」のヒアリング
	○遊びのプログラムにかかる専門委員会としての共通認識につ
2016年(平成28年)7月29日	
第7回 専門委員会	○遊びのプログラム実施にかかるアンケート及び報告書の作成について○遊びのプログラム実施児童館への視察について
2016年(平成28年)10月17日	○遊びのプログラム実施児童館への視察の実施について
第8回 専門委員会	○地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討に当たって の論点整理
	○遊びのプログラム実施児童館への視察の実施について
2017年(平成29年)2月10日	○平成29年度児童館等における「遊びのプログラム」の開発・ 普及に係る調査研究業務について
第9回 専門委員会	○児童館ガイドラインの改定にかかるワーキンググループの設置について
	○平成 28 年度遊びのプログラム実施児童館の取組に関する分
2017年(平成29年)11月13日	析・検証について ○「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」
第10回 専門委員会	日本地域の光重館が未たり、13機能及の仮制に関する調査が先」 結果の報告について
	○今後の地域の児童館等のあり方の検討について
2017年(平成29年)11月28日	○今後の地域の児童館等のあり方の検討について ①児童館ガイドラインの見直し等に係る検討課題について
第1回 ワーキンググループ	②主な検討課題の共有について ③見直し等の進め方について
2018年(平成30年)1月12日	○児童館ガイドラインの見直し等について
第11回 専門委員会	○モデル事業の経過報告について
2018年(平成30年)3月12日	○児童館ガイドラインの見直し等について
第2回 ワーキンググループ	○元里昭ルイドノイマッ元回し寺(ごび・(
2018年(平成30年)3月23日	○モデル事業の報告について
第12回 専門委員会	○児童館ガイドライン見直し案のまとめについて

〇関係法令等

- ・児童の権利に関する条約(平成6年5月16日条約2)
- · 児童福祉法 (昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)
- ・児童館の設置運営について(平成2年8月7日厚生省発児第123号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)○第9次改正 (平成24年5月15日厚生労働省発雇児0515第5号)
- ・児童館の設置運営について(平成2年8月7日児発第967号 各都道府県知事・各指定都市市 長あて厚生省児童家庭局長通知)○第5次改正(平成16年3月26日雇児発第0326016 号)
- · 社会福祉法 (昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号)
- ・児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)
- ・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)
- ・放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長通知)
- ・放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について(平成28年9月20日雇児総発0920 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知第63号)
- ・放課後子ども総合プラン(平成 26 年 7 月 31 日 26 文科生第 277 号雇児発 0731 第 4 号文部科学省 生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長通知)
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)
- ・アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第76号)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- ・障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)
- ・障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン (平成27年11月厚生労働大臣決定)
- ・発達障害者支援法(平成16年法律第167号)
- ・要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について(平成28年12月16日雇児総発1216第2号雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)
- ・子どもの貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成 28 年 3月31日府子本第 192号・27 文科初第 1789号・雇児保発 0331 第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告等について(平成27年3月27日雇児育発0327第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)
- ・社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全確保について(平成 28 年 9 月 1 日雇 児総発 0901 第 3 号・社援基発 0901 第 1 号・障障発 0901 第 1 号・老高発 0901 第 1 号厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護 局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
- ・社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日雇児総発0915第 1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児 童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢 者支援課長通知)
- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

〇別紙 児童館ガイドライン 新旧対照表

2011年 (平成23年) 児童館ガイドライン

2018年(平成30年)改正児童館ガイドライン(案)

1 児童館運営の理念と目的

(1) 理念

児童館は、「すべて国民は、児童が心身ともに 健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という児童福祉法の理念に基づ き、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施 設である。故に児童館はその運営理念を踏まえ て、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする 地域の人々と共に子どもの育成に努めなければ ならない。

(2) 目的

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

第1章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に、年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

2 目的

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、 地域における 遊び及び生活の援助と子育て支援 を行い、子ども0心身を 育成し情操をゆたかにする ことを 目的とする<u>施設である。</u>

3 施設特性

(1)施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる
- ② 子どもが遊ぶことができる
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる
- <u>⑤</u> 年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共 にすることができる
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり 助けてもらえたりする職員がいる

(2)児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものと関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。

(3)児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成に は、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適 応能力を高め、情操を豊かにするという役割がある。 このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点であ る。

① 拠点性

<u>児童館は、地域における子どものための拠点(館)</u> <u>である。</u>

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりく つろいだり、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごす ことができる。そして、それを支える「児童の遊びを 指導する者」(以下「児童厚生員」という。)がいる ことによって、子どもの居場所となり、地域の拠点と なる。

② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、 子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡することができる。そして、子どもが直面している福祉的課題、地域特有の課題などに対応することができる。

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

4 社会的責任

- (1)児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (2)児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3)児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (4) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

<u>1 乳幼児期</u>

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同 士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じ て、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、 社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は 遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様 な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や 思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

児童期

6歳から 12 歳は、子どもの発達の時期区分におい て幼児期と思春期(青年前期)との間にあり、児童期 と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、 規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力 <u>が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった</u> <u>遊びを創造できるようになる。</u>

児童期前期(おおむね6歳~8歳)は、読み・書き・ 計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一 方で、幼児期の特徴を残している時期でもある。大人 に見守られる中で努力し、自信を深めていくことがで

児童期中期(おおむね9歳~10歳)は、抽象的な言 <u>語を用いた思考が始まる時期であり、学習面でのつま</u> ずきがみられ始める時期でもある。同年代の仲間や集 団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

児童期後期(おおむね11歳~12歳)には、知識が広 がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・ 青年期の発達的特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や <u>仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数</u> <u>の仲間ができ、個人的な関係を大切にし始める。</u>

3 思春期(青年前期) 13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期(青年 <u>前期)であり、自立へ向かう時期である。この時期の</u> 大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、 アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大 きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高 校生等の子ども(以下「中・高校生世代」という。) が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自 分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の 基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、 の意思で挑戦することを通して、成長することができ る。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添 話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共 <u>有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯</u> 定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割 を5項目に区分して示している。この章は、第4章の 活動内容と合わせて理解することが求められる。 1 遊び及び生活を通した子どもの発達の増進 子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人

の助け<u>などを求めて児童館を利用する。その中で、子</u> <u>どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じ</u> て、自主性、社会性、創造性などを育んでいく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子ども が自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように 援助し、子どもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・ 気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士 <u>が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求</u> <u> められる。</u>

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特 <u>性を理解し、</u>遊び及び生活の場<u>での継続的な関わり</u>を 通して<u>適切な支援をし、</u>発達の増進<u>に努めることが求</u>

児童館の機能・役割

(1) 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生 活を通して子どもの発達の増進を図ること。

(2) 日常の生活の支援

子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの 活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育 て環境の調整を図ることにより、子どもの安定し た日常の生活を支援すること。

(3) 問題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問 題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機 関と連携して適切に対応すること。

(4) 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育て の交流の場を提供し、地域における子育て家庭を 支援すること。

(5) 地域組織活動の育成

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに 関する組織や人とのネットワークの中心となり、 地域の子どもを健全に育成する拠点としての役 割を担うこと。

3 児童館の活動内容

(1) 遊びによる子どもの育成

① 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな 部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる 重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知 的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援 助すること。

められる。

子どもの安定した日常の生活の支援

<u>児童館は、</u>子どもの遊びの拠点と居場所とな<mark>ること</mark> <u>を通して、そ</u>の活動の様子から、必要に応じて家庭や 地域の子育で環境の調整を図ることによって、子ども の安定した日常の生活を支援すること<u>が大切である</u>。

児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場に なるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来て よかった」と思え、利用している子どもがそこに自分 の求めている場や活動があって、必要な場合には援助 があることを実感できるようになっていることが必要 となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理 と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。 <u>子どもと子育て家庭が抱える可能性のある</u>課題の 発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある<mark>課</mark>題の発 生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携し て適切に対応すること。

その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を 観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動 していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが 大切である。

子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交 流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する こと。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護 者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相 互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施し 参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促 進する。

地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。 5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワー

の推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関す る組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子 どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランテ ア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環 <u>境づくりに協力することが求められる。</u>

第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化す <u>る主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の</u> 活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや 地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組む ことが望ま<u>れる。</u>

遊びによる子どもの育成

- (1)子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部 分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な 要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊 びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を 高め、情緒を豊かにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊び を保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊

- ② 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。
 - (2) 子どもの居場所の提供
- ① 子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。
- ② 子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。
- ※ (3) 保護者の子育ての支援→ (後段へ移動)
 - (4) 子どもが意見を述べる場の提供
- ① 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加 して自由に意見を述べることができるよう配慮 すること。
- ② 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童(以下、「年長児童」という)が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- ③ 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。
- ※ (5) 地域の健全育成の環境づくり→ (後段へ移動)
- ※(6) ボランティアの育成と活動→(後段へ移動)
- ※ (7) 放課後児童クラブの実施→ (後段へ移動)
 - (8) 配慮を必要とする子どもの対応
- ① 障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- ② 家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- ③ 子どもの様子から虐待が疑われる場合には、 速やかに市町村等に通告を行い、その後の対応に ついて協議すること。

- <u>びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切に</u> するこ<u>と。</u>
- (3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、 様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。
- 2 子どもの居場所の提供
- (1) <u>児童館は、</u>子どもが<u>安全に</u>安心<u>して過ごせる</u>居場所<u>になることが求められる。そのため、自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、</u>子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3)児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。
- 3 子どもが意見を述べる場の提供
- (1) <u>児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じ</u>て子どもの意<u>見が尊重されるように努めること。</u>
- (2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して 自由に意見を述べることができるようにすること。
- (3)子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (4)子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。
- 4 配慮を必要とする子どもへの対応
- (1)障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力できるよう活動内容 や環境について配慮すること。
- (2)家庭や友人関係等に悩みや<mark>課</mark>題を抱える子ども <u>への対応</u>は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援 をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮す ること。
- (3) 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように 配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時に は早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対 応すること。
- (4)子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- <u>(5)児童</u>虐待が疑われる場合には、市町村<u>又は児童 相談所に速やかに</u>通告<u>し、関係機関と連携して適切な</u> 対応<u>を図</u>ること。
- (6)子どもに福祉的課題があると判断した場合には、 地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口とし

(3) 保護者の子育ての支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に 支援すること。
- ④ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

ての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等必要 な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。

- (7)障害のある子どもの利用に当たっては、障害を 理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年 法律第65号)に基づき、合理的配慮に努めること。
- 5 子育て支援の実施
- (1) 保護者の子育で支援
- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待<u>の</u>予防に<u>心掛け</u>、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援する<u>と</u>ともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点と して捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支 援に努めること。

(2)乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して<u>乳幼児を対象とした子育で支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育での交流を促進すること。</u>
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。
- (3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の 取組
- ① この取組は、子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会ともなること。
- ② また、中・高校生世代、小学校高学年等の子どもにとっては、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ なお、実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者 の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携 を図りつつ行うことが望まれること。

(4)地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たって は、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。
- 6 地域の健全育成の環境づくり
- (1)児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流

(5) 地域の健全育成の環境づくり

① 児童館の活動内容等を広報したり、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。

- ② 地域の子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
 - (6) ボランティアの育成と活動
- ① 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援すること。
- ② 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- ③ 地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。
 - (7) 放課後児童クラブの実施
- ① 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。
- ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
- イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- ② 児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。
- ※(8)配慮を必要とする子どもの対応→(前段へ移動)
- ※4 児童館と家庭・学校・地域との連携→(後段へ移動)
- 5 児童館の職員

- <u>できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進め</u> る環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (4)地域の児童遊園・公園や子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。
- 7 ボランティア等の育成と活動支援
- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるよう<u>に</u>支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4)中・高校生世代、大学生等を対象としたボラン ティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努 めること。
- 8 放課後児童クラブの実施<u>と連携</u>
- (1)児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。① 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
- ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
- ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2)児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子ど もが参加できるように<u>配慮するとともに、協力して行</u> 事を行うなどの工夫をすること。

第5章 児童館の職員

本章では、館長・児童厚生員をはじめすべての児童 館職員の主な職務内容や、館長・児童厚生員の職務に ついて示し、児童館の社会的責任に基づく職場倫理の あり方と運営内容向上のための研修等について記述し ている。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を 理解して、職務に取り組むことが求められる。

- 1 児童館活動に関する職務内容
- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。 (2) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (3)活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、

(1) 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ① 児童館の運営を統括する。
- ② 児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」 という)が業務を円滑に遂行できるように指導す る。
- ③ 子育てを支援する人材や組織等との連携を 図り、子育て環境の改善に努める。
- ④ 利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- ⑤ 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

(2) 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ① 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- ② 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③ 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④ 地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤ 児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥ 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

(3) 児童館の職場倫理

- ① 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- ② 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

充実・改善に役立てる。

- (4) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。
- 2 児童館の運営に関する業務
- (1) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃 や整理整頓を行う。
- (2)業務の実施状況(日誌、利用者数、職員の服務 に関する状況等)に関して記録する。
- <u>(3)運営に関する会議や打合せ(申合せや引継ぎ等)</u> を行**う**。
- <u>(4) その他、施設の管理状況等児童館の運営に関し</u> て記録する。

3 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりと する。

- (1)児童館の<u>利用者の状況を把握し、</u>運営を統括する。
- (2) <u>児童厚生員</u>が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3)子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源 等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を<u>職員と協力</u> して行い、運営や活動内容の<u>充実と職員の資質の向上</u> を図る。
- (5)子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- <u>(6)必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。</u>

4 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1)子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人0と子ども集団の0
- (3)発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子 どもへの支援を行う。
- (4)地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5)児童虐待<u>を</u>防止<u>する</u>観点から<u>保護者等利用者へ</u> の情報提供などを行うとともに、 戸期発見に努め、対 応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6)子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子 どもについては、個別の記録をとり継続的な援助がで きるようにする。
- <u>(7)子育でに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。</u>

5 児童館の職場倫理

- (1)職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなこと が考えられる。

- ア 子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
- イ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
- ウ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護 に関すること。
- エ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

(4) 児童館職員の研修

- ① 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- ② 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- ③ 市区町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、職員の経験に応じた研修内容にも配慮すること。

6 児童館の運営

(1) 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- ① 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、以下の設備・備品を備えること。
- ア 静養室及び児童クラブ室等を設けること。
- イ 年長児童の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等を備えること。
- ウ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等を備えること。
- ② 乳幼児や障害のある子どもの利用にあたって、安全に配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。

(2) 運営主体

- ① 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- ② 市区町村が他の者に運営委託等を行う場合 には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

- ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
- ② 子どもや保護者に国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱いの禁止に関すること。
- ③ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
- ④ 個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。
- <u>⑤</u> 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の 構築に関すること。
- (3)子どもに直接関わる大人として身だしなみに留 <u>意すること。</u>
- <u>(4)明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。</u> 6 児童館職員の研修
- (1)児童館の職員は、積極的に資質の向上に努める ことが必要である。
- (2)児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- (3) <u>市町村</u>及び都道府県は、児童館の適切な運営を 支えるよう研修等の機会を設け、<u>館長・児童厚生員等</u> の経験に応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) これらの研修が日常活動に生かされるように、 職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。)等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。1設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を 備えること。

- (1)集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、 便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ<u>て</u>、 以下の設備・備品を備えること。
- 1 静養室及び放課後児童クラブ室等
- ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要な スペースと備品等
- ③ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊 具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のある子どもの利用に<u>当</u>たって、安全<u>を確保するとともに利用しやすい環境に十分</u>配慮し、必要に<u>応じ</u>施設の改善や必要な備品等を整備<u>する</u>こと。

2 運営主体

- (1)児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果 を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地 域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、 可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。
- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、 その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分

(3) 運営管理

開館時間

ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。

イ 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

② 利用する子どもの把握・保護者との連絡ア 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。

イ 児童館でのけがや体調不良等については、速 やかに保護者へ連絡すること。

③ 運営協議会等の設置

児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、子どもの保護者、教職員等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

④ 運営管理規程と法令遵守

児童館の運営管理の責任者を定め、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報の管理等の法令遵守に努めること。

- ※⑤ 安全対策・緊急時対応→ (後段へ移動)
- ※⑥ 防災・防犯対策」→(後段へ移動)

⑦ 要望、苦情への対応

ア 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子ども や保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体 制を整備して迅速な対応を図ること。

イ 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情 受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手 順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしく に注意を払うこと。

- 3 運営管理
- (1) 開館時間
- ① 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、 保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設 定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。
- (2) 利用する子どもの把握・保護者との連絡
- ① 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。
- (3) 運営協議会等の設置
- ① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせておくことなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する 他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開 催すること。
 - (4) 運営管理規程と法令遵守
- ① <u>事業の目的及び運営の方針、</u>利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘養務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、<u>法令を遵守し職場倫理</u> を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組 <u>織的に取り組むこと。</u>
- ア 子どもや保護者の人権に十分配慮すること、一人 ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護
- <u>イ</u> <u>虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為</u> <u>の禁止</u>
- <u>ウ</u> <u>国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱い</u> <u>の禁止</u>
- <u>エ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の</u> <u>遵守</u>
- <u>オ</u> <u>関係法令に基づく個人情報の適切な取扱い、プラ</u> イバシーの保護
- <u>カ</u> <u>保護者への誠実な対応と信頼関係の構築</u>
- キ <u>児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積</u>むことによる、事業内容の向上
- ク 事業の社会的責任や公共性の自覚
- (5) 要望、苦情への対応
- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

みをつくること。

⑧ 職員体制と勤務環境の整備

ア 児童館の職員には、児童福祉施設最低基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」(児童厚生員)の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められることから、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。イ 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、健康・安全に勤務できるようその環境の整備に留意をすること。また、安全面への配慮や事業の円滑な運営のため、常に児童厚生員の連携体制に配慮をすること。

⑤ 安全対策・緊急時対応

ア 事故やけがの防止と対応

子どもの事故やけがを防止するため、安全対策・安全学習・安全点検と補修・緊急時の対応等に留意し、その計画や実施について整えておくこと。

(6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」(児童厚生員)の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険への加入、及び必要に応じ厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、 感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述 している。なお、安全対策には危機管理として危険の 予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取 り組むべきことが含まれている。

- 1 安全管理・ケガの予防

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策・安全学習・安全点検と補修・緊急時の対応等に留意し、 その計画や実施方法等について整えておくこと。

- (2)施設・遊具の安全点検・安全管理
- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を 設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施 すること。その安全点検の対象には、児童館としての 屋外活動も含まれる。
- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。
- (3) 事故やケガの緊急時対応
- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② 子どものケガや病気の応急処置の方法について、 日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除 細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努め ること。また、緊急時の応急処置に必要な物品につい ても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が 望ましい。
- ③ <u>事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告</u> を行うこと。
- ④ <u>事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、</u> 市町村に報告すること。
- <u>2</u> アレルギー対策
- <u>(1) アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。</u>
- (2)児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、

※「イ 衛生管理」→「第7章」5の位置へ移動

⑥ 防災·防犯対策

ア マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

イ 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置や 消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対 応策を講じること。

ウ 地域ぐるみの安全確保

子どもが自ら安全を確保する方法についての 指導を行うこと。また、児童館への来館、帰宅 途中の安全対策や保護者への協力を呼びかけ、地 域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共 有や見守り活動等の実施に取り組むこと。

イ 衛生管理

感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等が重要である。 子どもの感染防止のために臨時に休館しなけ

ればならないと判断する場合は、 市区町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

4 児童館と家庭・学校・地域との連携

(1) 家庭との連携

① 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。

誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。 特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン°」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。 3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、 市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館と しての対応方針を定めておくこと。

4 防災·防犯対策

(1) マニュアルの策定

び害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

(2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置<u>(学校 110 番・非常通報体制)</u> や消火設備等<u>(火災報知機、消火器)</u>を設けるなどの非常事態に備える対応策を<u>準備</u>すること。

(3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。

(4<u>) 災害への備え</u>

災害発生時には、児童館が地域の避難所となること も考えられるため、必要な物品等を備えるように努め ること。

5 衛生管理

- (1) 感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等が重要である。子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、<u>市町村</u>と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。
- <u>(2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子ども</u> の健康に配慮すること。
- (3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

第8章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関 等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、 地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点 として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交 換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地 域づくりに貢献することが求められる。

1 家庭との連携

- (1)子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
 - (2) 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必

② 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭や学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

(2) 学校との連携

- ① 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換が行えるようにすること。
- ② 子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

(3) 地域との連携

- ① 児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を築くこと。
- ② 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- ③ 児童虐待等により支援が必要な場合には、市町村や児童相談所と連携して対応を図ることが求められるので、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。

要な子どもには、家庭や学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

(3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有 を図るとともに、継続的な支援につなげるようにする こと。なお、記録の管理においては、守秘義務及び個 人情報保護に留意すること。

2 学校との連携

- (1)児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) <u>児童館や学校での子どもの様子について、必要</u>に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題 等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておく こと。

3 地域及び関係機関等との連携

- (1)児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2)地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、 地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3)子どもの安全の確保、福祉的課題の支援のため、 日頃より警察署(交番)、消防署、民生・児童委員(主任児童委員)、母親クラブ、各種ボランティア団体等 地域の子どもの安全と福祉的課題に対応する社会資源 との連携を深めておくこと。
- (4)要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、 関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5)児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子 供教室との連携を図ること。

第9章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館(以下「都道府県内児童館」という。)の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。

本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

<u>1</u> 基本機能

大型児童館は、都道府県内児童館の機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、子どもが利用しやすいよう子どもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域

にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の子どもの遊びの機会を提供することが望ましい。

2 都道府県内児童館の連絡調整・支援

都道府県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮することが必要である。 (1) 都道府県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、都道府県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。

- (2)都道府県内児童館の運営等を指導するとともに、 児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 都道府県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けるこ<u>と。</u>
- (4) 都道府県内児童館の館長や児童厚生員等職員の 研修を行うこと。
- (5)広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動 の啓発に努めること。
- (6) 都道府県内児童館を拠点とする母親クラブ等の 地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置く こと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的 に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、 都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換 を行うこと。

3 広域的・専門的健全育成活動の展開

<u>都道府県内の健全育成活動の水準を維持し高めるために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むこ</u>と。

- (1) 都道府県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 都道府県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。 (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料や展示等を公開すること。
- <u>(4)都道府県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。</u>
- (5)ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。

※用語等について

- ・この「児童館ガイドライン」は、「小型児童館」 と「児童センター」を主な対象とした。
- ・「地域組織活動」とは、母親クラブ・子育てサークル等の児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による活動のことである。
- ・「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法第6条 第2項の2に規定する「放課後児童健全育成事 業」のことである。

※用語等について

- 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、子どもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- 「放課後児童クラブ」とは、法第6条第3項の2に 規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。
- ・大型児童館については、設置運営要綱において3つ の類型が示されているが、本ガイドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。